

令和7年6月12日

全国中小企業団体中央会 御中

全国健康保険協会
理事長 北川 博康

職権発行による資格確認書の送付について（協力依頼）

平素より当協会の事業運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、従前の健康保険証につきましては、令和6年12月1日に発行を終了し、健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード（以下、「マイナ保険証」という。）を基本とする仕組みに移行しました。

従前の健康保険証を保有している加入者については、経過措置期間として最長1年間は健康保険証を提示することで、医療機関等で保険診療を受けることができます。

しかしながら、令和7年12月2日以降は健康保険証が使用できなくなることから、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者に対しては、本人の申請によらず、資格確認書を令和7年12月1日までに交付する必要があります。

以上のことから、令和6年11月29日までに資格取得（扶養認定）された加入者のうち、マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者約1,200万人（見込）に対して、資格確認書を被保険者住所へ送付いたしますのでお知らせします。なお、宛所不明等により返送された資格確認書については、改めて事業所に送付いたします。

貴会におかれましては、資格確認書送付にご理解を賜りますとともに、事業主のご協力をお願いいたく、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、下記の「資格確認書」の送付について、関係団体様への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

1. 送付対象者

現在、健康保険証をお持ちの方（令和6年11月29日までに資格取得（扶養認定）された方）であって、令和7年4月30日時点においてマイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者※

※ マイナ保険証による資格確認を受けられない状況にある加入者とは

- ・マイナンバーカードをお持ちでない、もしくは協会けんぽにマイナンバーを提出していない方
- ・健康保険証の利用登録を行っていない等の理由により、マイナンバーカードで医療機関等を受診することができない方
- ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

2. 送付物

- ・資格確認書
- ・案内リーフレット
- ・個人情報保護シール
- ・返信用封筒（資格喪失している場合の返信用）

3. 送付時期

- ・令和7年7月から10月にかけて順次送付

4. 事業主への協力依頼

資格確認書送付予定対象者※に対する周知及び宛先不明により返戻された資格確認書の従業員への配付。

※ 資格確認書送付予定対象者一覧については、令和7年7月から8月に事業所に送付します。

資格確認書作成時点において、資格喪失していることが確認できた場合には送付しないため、一覧に掲載されていても送付されない場合があります。

(別添資料)

- ・案内リーフレット（事業所送付用）
- ・資格確認書送付予定対象者一覧
- ・案内リーフレット（被保険者送付用）